

第 6384 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 2月 21日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 親族に支払う地代家賃

Q：私は個人事業者ですが、親族に支払う家賃は、経費になるものとならないものがあるようですが、どうなっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

個人事業者が、親族に支払う地代家賃等は、その親族が生計を一にしているかどうかで、次のように取り扱われます。

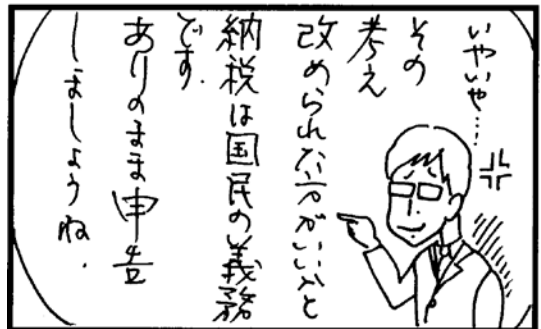
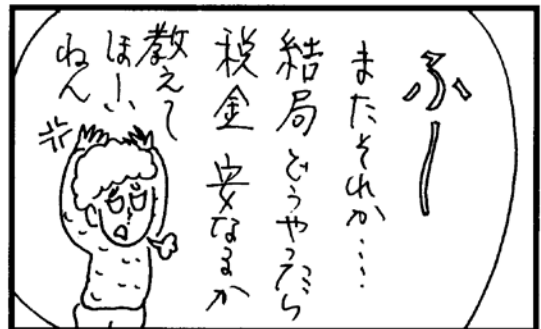
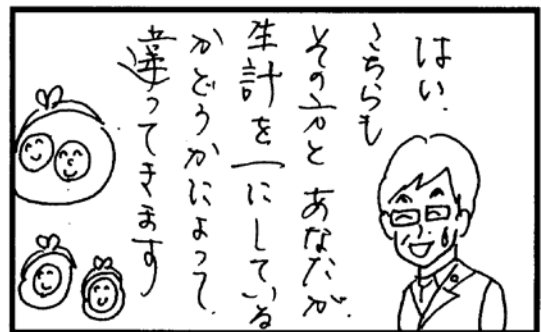
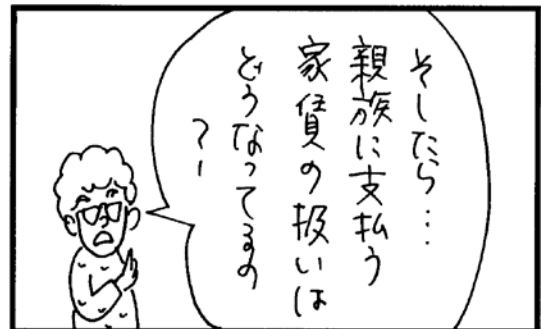
①生計を別にしてしている親族等に支払う場合
事業主と生計を一にしていない親族に支払う地代家賃等は必要経費になります。

そして、その親族が受け取った賃料は、その親族の不動産所得の収入金額になります。

②生計を一にしている親族等に支払う場合
事業主と生計を一にしている親族に支払う地代家賃等は、必要経費に算入することはできません。

そして、賃料を受け取った親族の収入金額にもならない取扱いとなっています。ただし、親族が所有する建物等の固定資産税や減価償却費等の費用のうち事業部分は必要経費に算入することが認められます。

生計が一の場合には、この固定資産税や減価償却費の計上を忘れがちになりますので、忘れずに計上しましょう。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】